

ASK ニュース

Vol.0224

2016年10月17日(月)

担当：MS事業部 中嶋

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

民泊とは

はじめに

ニュースに取り上げられるようになり、宿泊方法の一つとしても注目されている「民泊」。今回は、この「民泊」について取り上げます。

「民泊」とは

民泊は、個人が観光客に対し、空き家やマンションの空き部屋を宿泊用に提供するサービスをいいます。外国人旅行者が現地の文化・暮らしを体験できることや、別荘、農家や牧場など、非日常的な体験できる宿泊施設として注目が集まっています。

現在、民泊が増加している理由は、外国人旅行者が急増し宿泊施設が不足していること、急増している空き部屋・空き家の問題、その両方を解決できるためです。また、借りる側はホテル等より宿泊費を安く抑えることができ、貸す側は収入を得られるメリットもあり、増加しています。

一方、デメリットとしては、貸す側は、部屋がどのように使用されるかわからないという不安があり、借りる側も、火災や事故など、何か問題があった時に、安全が確保できないというリスクがあります。騒音やマナーなど、周辺住民への影響も問題となっています。

「民泊」と「民宿」の違い

「民泊」と「民宿」は、営業許可と施設提供の継続性の点で違いがあります。

「民宿」は、旅館業法の営業許可が必要で、反復継続的に有料で施設を提供することを言いますが、「民泊」は、許可は必要なく、一時的に無料または有料で施設を提供することを言います。

しかし、インターネットを利用して部屋の貸し手と借り手を仲介する新たなビジネスが登場したこともあり、有料で継続的に施設を提供している民泊が増えており、問題視されています。

旅行業法の緩和

平成28年4月1日に、旅行業法が緩和されたことにより、民泊も簡易宿所としての許可を受けることで、合法的に営業することが可能になりました。民泊について「営業日数の上限を年間180日以下とする」、「ネットを通じて届け出をすれば旅館業法上の許可なしで部屋を貸し出せるようにする」といった内容も閣議決定されました。

おわりに

東京オリンピックを控え、宿泊施設不足の解消に民泊の普及が期待されます。しかし、安心して利用できるまでには、法律やマナーの問題など課題は多いといえます。宿泊する側としても、ホテル等の施設とは違うと知った上で利用する必要があります。